

生食発 0805 第 2 号
令和元年 8 月 5 日

各 検疫所長 殿

大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 81 号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正された。

改正の概要等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を行うとともに、その運用に遺漏がないよう取り計らわれたい。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準告示に規定する、農薬イソピラザム、農薬エトフェンプロックス、農薬フェンピロキシメート、飼料添加物ブチルヒドロキシアニソール、動物用医薬品フルメキン、農薬マンデストロビン及び動物用医薬品[モノ，ビス（塩化トリメチルアンモニウムメチレン）]ーアルキルトルエンについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。

第 2 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、下表の農薬等ごとに掲げる食品の残留基準値については、告示の日から起算して 6 月を経過する日までの間は、なお従前の例によること。

農薬等	食品
フェンピロキシメート	その他のきく科野菜、パセリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、すいか、メロン類果実、たけのこ、オクラ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、もも、その他のベリー類果実及びぶどう
フルメキン	乳
[モノ, ビス (塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエン	乳

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準 (0.01ppm) が適用される。ただし、フルメキンは、食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) 第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
- (2) 今回残留基準値を設定するイソピラザムとは、イソピラザム (*syn* 体) 及びイソピラザム (*anti* 体) の和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (3) 今回残留基準値を設定するエトフェンプロックスとは、エトフェンプロックスのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (4) 今回残留基準値を設定するフェンピロキシメートとは、農産物にあつてはフェンピロキシメート (*E* 体) のみとし、畜産物にあつてはフェンピロキシメート (*E* 体)、代謝物 G2 【1-ヒドロキシメチル-1-メチルエチル (*E*)- α -(1,3-ジメチル-5-フェノキシピラゾール-4-イル)メチレンアミノオキシ)-*p*-トルアート】をフェンピロキシメート (*E* 体) に換算したもの及び代謝物 M-3 【(*E*)-4-[(1,3-ジメチル-5-フェノキシピラゾール-4-イル)メチレンアミノオキシメチル]安息香酸】をフェンピロキシメート (*E* 体) に換算したものの和とする。改正前の残留の規制対象は、農産物及び畜産物ともにフェンピロキシメート (*E* 体) のみである。
- (5) 「とうがらし (乾燥させたもの)」に設定されているフェンピロキシメートの残留基準値については、改正前の基準値を削除する。なお、「とうがらし (乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。

- (6) 「干しぶどう」に設定されているフェンピロキシメートの残留基準値については、改正前の基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (7) 今回残留基準値を設定するブチルヒドロキシアニソールとは、ブチルヒドロキシアニソールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (8) 今回残留基準値を設定するフルメキンとは、フルメキンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (9) 今回残留基準値を設定するマンデストロビンとは、マンデストロビン(R体)及びマンデストロビン(S体)の和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (10) 今回残留基準値を設定する[モノ, ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエンとは、乳にあつてはモノ体(C₁₁)【モノ(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)-アルキル(C₁₁H₂₃)トルエン】、モノ体(C₁₂)【モノ(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)-アルキル(C₁₂H₂₅)トルエン】、モノ体(C₁₃)【モノ(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)-アルキル(C₁₃H₂₇)トルエン】及びビス体(C₁₂)【ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)-アルキル(C₁₂H₂₅)トルエン】の和とし、乳以外にあつては[モノ, ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエンのみとする。改正前の残留の規制対象は、乳においても、[モノ, ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエンのみである。

2 その他

- (1) 法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく農薬イソピラザム、農薬エトフェンプロックス、農薬フェンピロキシメート及び農薬マンデストロビンに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。
- (2) 今回残留基準値を設定するフルメキンも含め、局所に投与する注射剤については、注射部位直下に当該成分が高濃度に残留する可能性があることから、と畜検査申請書等により当該成分の使用が確認された場合には、その特性に留意して検査を実施すること。

別紙

農薬イソピラザム（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	0.2	0.2
大麦	0.6	0.6
ライ麦	0.2	0.2
その他の穀類	○ 0.6	0.2
らっかせい	0.01	
はくさい	5	5
キャベツ	3	3
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	10	10
にんじん	○ 0.2	
トマト	3	3
ピーマン	○ 0.09	
なす	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.05	0.05
メロン類果実	0.05	0.05
りんご	5	5
日本なし	3	3
西洋なし	3	3
マルメロ	○ 0.4	
もも	0.2	0.2
あんず（アプリコットを含む。）	5	5
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	○ 5	
いちご	5	5
ぶどう	10	10
かき	2	2
バナナ	0.06	0.06
その他の果実	○ 0.4	
なたね	○ 0.2	
牛の筋肉	○ 0.03	0.01
豚の筋肉	○ 0.03	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.03	0.01
牛の脂肪	○ 0.03	0.01
豚の脂肪	○ 0.03	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.03	0.01

農薬イソピラザム（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02
乳	○ 0.02	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

農薬エトフェンプロックス（殺虫剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.5	0.5
小麦	0.5	0.5
大麦	0.5	0.5
ライ麦	0.5	0.5
とうもろこし	0.3	0.3
その他の穀類	5	5
大豆	0.2	0.2
小豆類	0.05	0.05
えんどう	0.05	0.05
そら豆	0.05	0.05
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類	0.05	0.05

農薬エトフェンプロックス（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.03	0.03
かんしょ	0.03	0.03
やまいも（長いもをいう。）	0.02	0.02
てんさい	0.3	0.3
さとうきび	0.03	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5	5
はくさい	5	5
キャベツ	1	1
芽キャベツ	2	2
ブロッコリー	10	10
その他のあぶらな科野菜	1	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	2	2
その他のきく科野菜	○ 10	2
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
みつば	5	5
その他のせり科野菜	2	2
トマト	2	2
ピーマン	5	5
なす	2	2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1	1
すいか	0.03	0.03
メロン類果実	0.2	0.2
その他のうり科野菜	1	1
オクラ	3	3
しょうが	3	3
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	3	3
えだまめ	3	3
その他の野菜	10	10
みかん	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5

農薬エトフェンプロックス（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも	0.1	0.1
ネクタリン	0.6	0.6
ぶどう	4	4
かき	2	2
マンゴー	5	5
なたね	0.01	0.01
くり	0.05	0.05
茶	10	10
その他のスパイス	20	20
その他のハーブ	0.7	0.7
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	6	6
豚の脂肪	6	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	6	6
牛の肝臓	0.3	0.3
豚の肝臓	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3
牛の腎臓	0.4	0.4
豚の腎臓	0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4	0.4
牛の食用部分	0.4	0.4
豚の食用部分	0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4	0.4
乳	0.4	0.4
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	1	1
その他の家きんの脂肪	1	1
鶏の肝臓	0.07	0.07
その他の家きんの肝臓	0.07	0.07
鶏の腎臓	0.07	0.07
その他の家きんの腎臓	0.07	0.07

農薬エトフェンプロックス（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
鶏の食用部分	0.07	0.07
その他の家きんの食用部分	0.07	0.07
鶏の卵	0.4	0.4
その他の家きんの卵	0.4	0.4
魚介類	0.8	0.8

農薬フェンピロキシメート（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
とうもろこし	0.01	
大豆	0.05	0.05
小豆類	0.05	0.05
えんどう	0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.05	
てんさい	0.02	0.02
その他のきく科野菜	●	0.5
パセリ	●	0.5
みつば	●	2
その他のせり科野菜	●	0.5
トマト	● 0.5	0.7
ピーマン	1	1
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 0.06	0.05
すいか	● 0.02	1
メロン類果実	● 0.02	1
その他のうり科野菜	0.5	0.5
ほうれんそう	0.5	0.5
たけのこ	●	5
オクラ	●	0.2
未成熟えんどう	● 0.5	2
未成熟いんげん	● 0.7	2
えだまめ	2	2
しいたけ	●	0.2
その他のきのこ類	●	0.2
その他の野菜	5	5

農薬フェンピロキシメート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
みかん	● 0.1	0.5
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	● 0.3	0.5
日本なし	● 0.5	1
西洋なし	● 0.5	1
マルメロ	●	0.3
びわ	0.1	0.1
もも	● 0.03	0.1
ネクタリン	1	1
すもも（プルーンを含む。）	○ 1	
うめ	2	2
おうとう（チェリーを含む。）	○ 2	0.7
いちご	0.5	0.5
ラズベリー	○ 0.2	
その他のベリー類果実	● 0.5	1
ぶどう	● 1	2
かき	0.5	0.5
キウイー	0.05	0.05
アボカド	○ 0.2	
マンゴー	1	1
その他の果実	0.5	0.5
綿実	0.1	0.1
ぎんなん	0.05	0.05
くり	0.05	0.05
ペカン	0.05	0.05
アーモンド	0.05	0.05
くるみ	0.05	0.05
その他のナッツ類	0.05	0.05
茶	40	40
コーヒー豆	○ 0.07	
ホップ	15	15
その他のスパイス	5	5
その他のハーブ	2	2

農薬フェンピロキシメート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	○ 0.1	0.01
豚の筋肉	○ 0.1	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.1	0.01
牛の脂肪	○ 0.1	0.02
豚の脂肪	○ 0.1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.02
牛の肝臓	○ 0.5	0.01
豚の肝臓	○ 0.5	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.01
牛の腎臓	○ 0.5	0.01
豚の腎臓	○ 0.5	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.5	0.01
牛の食用部分	○ 0.5	0.01
豚の食用部分	○ 0.5	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.5	0.01
乳	○ 0.01	0.005
とうがらし（乾燥させたもの）		5
干しぶどう		5

飼料添加物ブチルヒドロキシアニソール（抗酸化剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
豚の筋肉	0.03	0.03
豚の脂肪	○ 0.1	0.04
豚の肝臓	○ 0.04	0.03
豚の腎臓	○ 0.05	0.02
豚の食用部分	○ 0.1	0.02
鶏の筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.05	0.02
鶏の肝臓	0.02	0.02
鶏の腎臓	0.02	0.02
鶏の食用部分	○ 0.05	0.02
鶏の卵	0.06	卵白中に 0.02

飼料添加物ブチルヒドロキシアニソール（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.5	0.5
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.5	0.5
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.5	0.5
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.5	0.5

動物用医薬品フルメキン（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	0.5	0.5
豚の筋肉	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5
牛の脂肪	1	1
豚の脂肪	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1	1
牛の肝臓	0.5	0.5
豚の肝臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5
牛の腎臓	3	3
豚の腎臓	3	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3	3
牛の食用部分	○ 3	0.2
豚の食用部分	○ 3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 3	0.2
乳	● 0.05	0.1
鶏の筋肉	0.5	0.5
鶏の脂肪	1	1
鶏の肝臓	0.5	0.5
鶏の腎臓	3	3
鶏の食用部分	○ 3	0.5
魚介類（さけ目魚類に限る。）	○ 0.6	0.5
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.6	0.6
魚介類（すずき目魚類に限る。）	○ 0.6	0.04
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.6	0.6

農薬マンデストロビン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.3	0.3
そら豆	0.3	0.3
その他の豆類	0.3	0.3
はくさい	○ 5	
キャベツ	5	5
ケール	40	40
こまつな	40	40
きょうな	25	25
チンゲンサイ	40	40
その他のあぶらな科野菜	40	40
しゅんぎく	○ 50	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	40	40
トマト	10	10
なす	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	2	2
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.05	0.05
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	10	10
えだまめ	10	10
その他の野菜	10	10
りんご	5	5
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも	0.2	0.2
ネクタリン	5	5
あんず（アプリコットを含む。）	5	5
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	5	5
いちご	3	3
ぶどう	10	10
かき	3	3
なたね	○ 0.5	
茶	40	40
その他のハーブ	40	40

動物用医薬品 [モノ，ビス（塩化トリメチルアンモニウムメチレン）] - アルキルトルエン（消毒剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
牛の筋肉	1	1
豚の筋肉	1	1
牛の脂肪	1	1
豚の脂肪	1	1
牛の肝臓	2	2
豚の肝臓	2	2
牛の腎臓	1	1
豚の腎臓	1	1
牛の食用部分	2	2
豚の食用部分	2	2
乳	● 0.1	1
鶏の筋肉	1	1
鶏の脂肪	1	1
鶏の肝臓	2	2
鶏の腎臓	1	1
鶏の食用部分	2	2
鶏の卵	1	1

脚注

※○：令和元年8月5日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和2年2月5日適用（基準値を引き下げる品目）

- 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、フルメキンは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。